

報告第17号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成28年9月13日

廿日市市長 眞野勝弘

- 1 専決処分の内容 別紙のとおり
- 2 専決処分年月日 平成28年8月29日



平成28年度

廿日市市一般会計補正予算  
(第4号)

広島県廿日市市



平成28年度廿日市市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度廿日市市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,360,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月29日

廿日市市長 眞野勝弘

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
19	繰越金	1	4,000	4,001
	1 繰越金	1	4,000	4,001
歳入合計		47,356,852	4,000	47,360,852

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	商工費	1,374,829	4,000	1,378,829
	1 商工費	1,374,829	4,000	1,378,829
歳出合計		47,356,852	4,000	47,360,852

平成28年度

廿日市市一般会計歳入歳出  
補正予算事項別明細書  
(第4号)

広島県廿日市市





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
19 繰越金	1	4,000	4,001
歳入合計	47,356,852	4,000	47,360,852

一般会計

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 商工費	千円 1,374,829	千円 4,000	千円 1,378,829
歳 出 合 計	47,356,852	4,000	47,360,852



2 歳 入

19款 繰越金

4,000千円

1項 繰越金

4,000千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 1	千円 4,000	千円 4,001
計	1	4,000	4,001

節		説	明
区 分	金 額		
1 繰越金	千円 4,000	繰越金	千円 4,000

19款 繰越金

3 歳 出

6 款 商工費

4,000千円

1 項 商工費

4,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 観光交流施設費	千円 437,935	千円 4,000	千円 441,935	千円	千円	千円	千円 4,000
計	1,374,829	4,000	1,378,829	0	0	0	4,000

節		説明	
区分	金額		
15 工事請負費	千円 4,000	003 魅惑の里管理運営事業 厨房等火災復旧工事請負費	千円 4,000